

第1章 総 則

(名
称)

第1条 この法人は、財団法人静岡県青少年会館という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡市田町1丁目70-1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、静岡県青少年会館の運営を通して、青少年の心によりどころを与え、県下青少年団体の連絡調整及び青少年教育の場とし、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 静岡県青少年会館の管理運営に関すること。
- (2) 青少年団体及び青少年の健全育成に関すること。
- (3) 青少年教育の研修会の開催に関すること。
- (4) 青少年教育の調査研究、資料の収集、刊行物の発行等に関すること。
- (5) その他、前条の目的達成に必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成し、処分(譲渡、交換又は担保に供するを含む。)することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、かつ、静岡県教育委員会の承認を得て、その一部に限り処分することができる。

- (1) 基本財産として、指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

(財産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 8 条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実及び事業に伴う収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画等の届出)

第 9 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て、静岡県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告等の届出)

第 10 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の議決を経て、会計年度終了後 3 か月以内に静岡県教育委員会に届け出なければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第 11 条 この法人が資金の借入れ（その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）をしようとするときは、理事会の議決を経て、かつ、静岡県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 12 条 第 6 条第 2 項ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 13 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役員、評議員、顧問及び職員

(役員)

第 14 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 副理事長 2 人
- (3) 理事 15 人以上 20 人以内（理事長及び副理事長を含む。）
- (4) 監事 2 人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事は、互選により理事長及び副理事長を定める。

4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会の議決に基づいて、会務を執行する。

(監事の職務)

第 1 6 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は静岡県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告するため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(任期)

第 1 7 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 1 8 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の同意を得て、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を通知するとともに、解任の議決を行うおうとする理事会及び評議員会において、弁明の機会を与えなければならない。

(評議員)

第 1 9 条 この法人に、評議員 2 0 人以上 4 0 人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
- 3 評議員には、前 2 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 2 0 条 評議員は、評議員会を構成して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第 2 1 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

(事務局)

第 2 2 条 この法人に必要な事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 理事会及び評議員会

(会議の種別)

第23条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第24条 理事会は、理事長、副理事長その他の理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じてこの法人に関する重要事項に関し、理事長に意見を述べるができる。

3 理事会において、第6条、第9条、第10条、第26条及び第27条に掲げる事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(会議の開催)

第26条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 評議員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第27条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の場合には請求があった日から30日以内に理事会を、同条第2項第2号及び第3号の場合には請求があった日から50日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数)

第29条 会議は、構成員現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(会議の議決)

第30条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第 3 1 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として、表決を委任することができる。この場合、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 3 2 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 理事会にあっては、その理事会に出席した理事の氏名、評議員会にあっては、その評議員会に出席した評議員の数 (書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過、要領、発言者の発言要旨及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名及び押印をしなければならない。

第 5 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 3 3 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、静岡県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 3 4 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、静岡県教育委員会の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 3 5 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、静岡県教育委員会の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する他の団体又は静岡県に寄附するものとする。

第 6 章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

第 3 6 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

(1) 寄附行為

(2) 役員、評議員及びその他職員の名簿並びに履歴書

(3) 役員及び評議員の就任承諾書並びに役員の印鑑証明書

(4) 財産目録

(5) 資産台帳及び負債台帳

(6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(8) 処務日誌

(9) 官公署往復書類

(10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

第7章 雑 則

(委任)

第37条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、この寄附行為の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、昭和55年3月31日までとする。

理 事 (理事長) ・窪 野 忍

” (常務理事) ・米 沢 国 雄

” ・中 村 新 吾

” ・三 上 益 弘

” ・広 瀬 光 彦

” ・伊 藤 恒 道

” ・遠 藤 栄

” ・松 村 知 明

” ・佐 藤 忠 正

理 事 ・大 塚 善 弘

” ・鈴 木 敏 彦

” ・稲 森 利 次

” ・荒 木 陽 子

” ・松 林 弥 助

” ・大 原 正 和

” ・宗 知 信

” ・緒 方 喜 祐

” ・松 下 芳 夫

監 事 ・鈴 木 三喜男

” ・池ヶ谷 俊 一

2 この法人の、設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、この寄附行為の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

附 則

この変更は、静岡県教育委員会の認可のあったときから効力を生ずる。

附 則

この変更は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成5年12月1日から施行する。

財団法人 静岡県青少年会館役員名簿

平成13年10月現在

役職	氏名	略歴	就任
理事	山本亮治	県青年団協議会顧問	H12,6,26,
理事	望月治己	長谷旅館代表取締役	"
理事	米澤國雄	県青年団協議会顧問	"
理事	植田 徹	県議会文教警察委員長	H13,6,14,
理事	望月圭二	静岡県総務部部長	H13,10,25,
理事	杉田 豊	静岡県教育長	H12,6,26,
理事	織田元泰	静岡市教育長	"
理事	角替弘志	常葉大学教授	"
理事	遠藤 榮	県青年団協議会顧問	"
理事	奥之山 隆	同上	"
理事	伏見彰久	同上	"
理事	土屋邦昭	県青年団協議会会長	"
理事	江川美千子	同 副会長	"
理事	鈴木敏彦	静岡県YMYA理事	"
理事	柿澤安守	ホーリカブ県連盟理事長	"
理事	中村幸子	ガールスカブ県支部支部長	"
理事	望月安司	県子ども会連合会長	"
理事	大石尚志	市青年研修センター代表	"
理事	江崎和明	青年会議所静岡クラブ会長	"
理事	国行信晴	中日本工業大学代表取締役	"
監事	川村恭一	公認会計士	"
監事	佐藤忠正	県青年団協議会顧問	"